

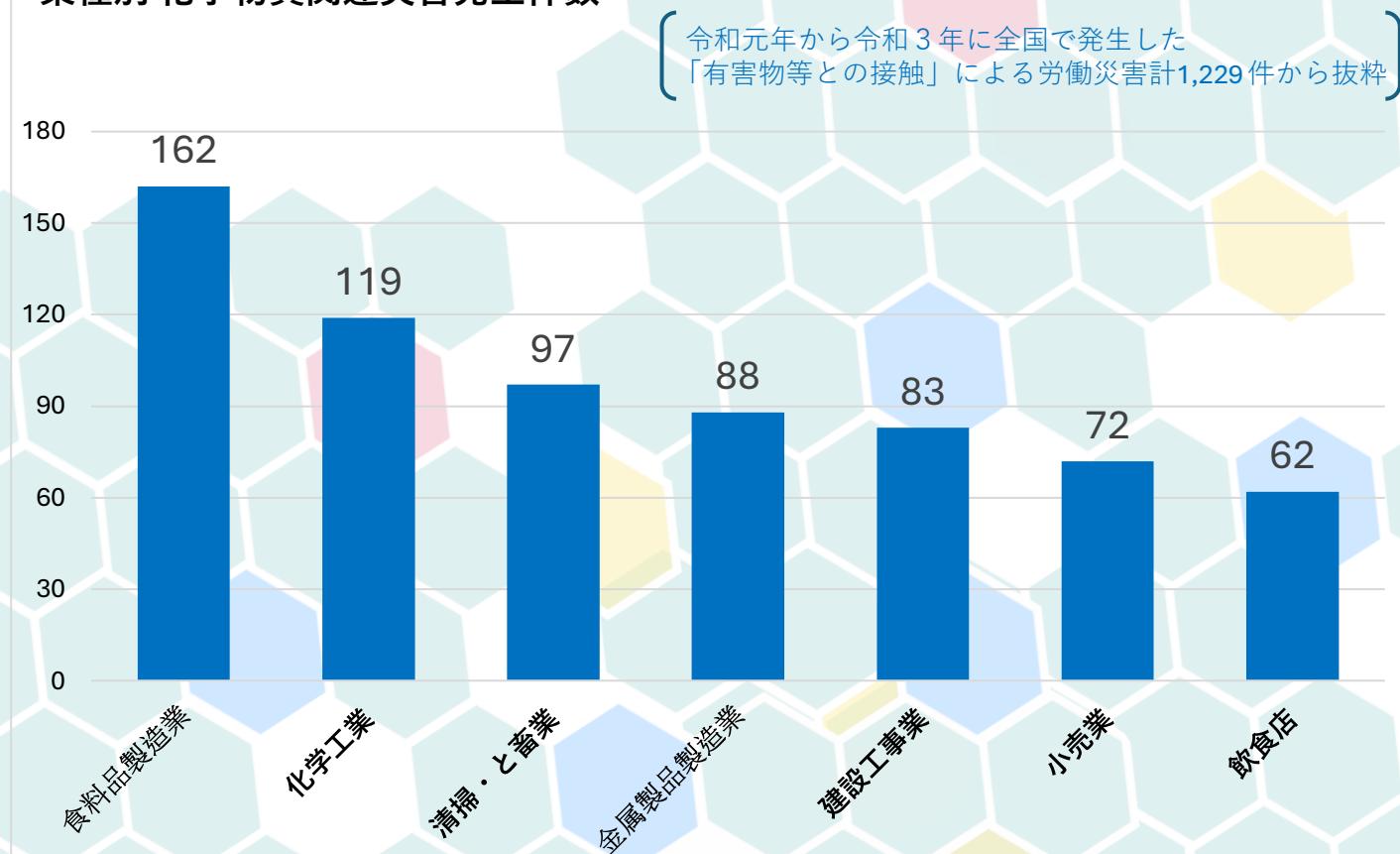
「化学物質」は様々な業種で使用されており 労働災害も多数発生しています。

化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果 (厚生労働省 令和6年11月公表資料) 【抜粋】

危険性・有害性のある化学物質による労働災害は、休業4日以上のものでも年間400件以上起きています。(全国値)

その内容を分析すると、化学工業のみならず、より広い業種、より多様な作業、特別規則の規制対象でない化学物質が原因、で起きていることが判明しています。

業種別 化学物質関連災害発生件数



化学工業（119件）、金属製品製造業（88件）よりも
食料品製造業（162件）、小売業・飲食店（計134件）で多く発生。

災害事例
は裏面に

2.2. 労働災害事例

(1) 意図せずはねた／たれた洗浄剤が付着した事例

労災事例

事例① 食料品製造業において、タンク洗浄用の液体アルカリ洗剤補充のため、重さ 20kg のアルカリ系洗浄剤を持って容器に補充する際、アルカリ系洗浄剤が少し勢い付いた時に跳ねた洗剤が右足の靴に入り受傷した。

事例② 食料品製造業において、工場内焼成室において、作業用手袋を着用し、アルカリ系洗浄剤の 10 倍希釈液でオープン清掃を行うために頭上にスポンジを上げた際、洗剤が作業服右手首に多量に付着し、化学火傷を負った。

事例③ 飲食店において、店内調理場にて熱い状態の野菜炒め機を洗浄しようと、洗剤をポンプに直接入れたとき、突沸した洗剤が左目に入り負傷した。



事例 ①



労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」

(2) 不適切な作業手順／保護具の着用が不十分により付着した事例

労災事例

事例④ 食料品製造業において、製造機械をアルカリ性の薬品を水で薄めた液体の溜まっているシンクから取り出す作業を繰り返し行っていた時に手袋とアームカバーの隙間から液体が入り、作業服の下の衣服を伝って皮膚に浸透し、時間の経過と共に左手首と右手首から右肘にかけてひどく火傷した。

事例⑤ 食料品製造業において、炒める機械を洗浄する際、本来は前掛け着用、機械を冷ました状態で洗浄剤を投入すべき所、前掛けの着用なし、機械を冷まさない状態で薬剤を投入したため熱によって突然沸騰した薬剤が右足の長靴中に入り火傷した。



事例 ④

食料品製造業・飲食店での洗浄作業
化学物質管理マニュアル解説テキスト
(厚生労働省 第1版 2025年3月) より抜粋

関連情報
(災害分析・業種別
マニュアル等)



労働安全衛生関係法令の改正により、
令和6年4月から業種・事業規模を問わず、
化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務づけられています。

厚生労働省
宮城労働局
労働基準部 健康安全課